

## 船舶事故調査報告書

平成30年11月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年3月4日 05時40分ごろ
発生場所	和歌山県白浜町瀬戸崎南南東方沖 番所鼻灯台から真方位168° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 38.4′ 東経135° 21.0′）
事故の概要	漁船 <sup>たいせい</sup> 泰盛丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 泰盛丸、8.85トン WK2-5208（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.12m×0.98m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、昭和55年5月11日 第252-27075号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年4月6日 免許証交付日 平成27年3月30日 （平成32年4月4日まで有効） 甲板員 男性 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月13日 平成26年11月28日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約16℃ 日出時刻：06時24分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺し網漁の目的で、平成30年3月4日03時00分ごろ、和歌山県みなべ町 <sup>さかい</sup> 堺漁港を出発し、瀬戸崎南南東方沖で前日投入した網を揚げ、ひらめなど約10kgの漁獲を得たのち、05時20分ごろ、引き続き同じ海域で船尾に搭

	<p>載していた別の網の投入作業を開始した。</p> <p>本船は、船長が後部甲板で網の投入作業に、甲板員が操舵室で操船に、それぞれ分かれて作業を行っていた。</p> <p>甲板員は、操舵室中央の椅子に腰を掛け、舵輪を持ち、機関を極微速前進とし、約0.5ノットの対地速力で北西進していたところ、船長が操舵室に入ってきてGPSプロッターで進路を確認し、残りの網の長さを甲板員に伝え、操舵室を出て左舷側の通路から船尾方に戻ったのを認めた。</p> <p>甲板員は、船首方の灯台の明かりを船首目標として操舵に当たっていたところ、05時40分ごろ、後部甲板から船長の叫び声が聞こえたので、船長が落水したと思い、機関を後進として行きあしを止め、後部甲板に行って周囲を探したところ、左舷船尾方20m付近の海面に、水をかいて泳いでいる船長を見付け、急いで救助に向かおうとしたが、網がプロペラに絡まって発進させることができず、しばらくして見失った。</p> <p>甲板員は、無線で所属の漁業協同組合に連絡し、同組合の職員が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁の航空機、巡視船艇及び地元の漁船により捜索が行われたところ、09時50分ごろ航空機により発見された後、病院に運ばれ、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 後部甲板、写真3 後部甲板(左舷側から撮影)、写真4 船長の救命胴衣参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が行う刺し網漁は、水深約50mの海域に、陸岸に沿って長さ約300mの網を投入し、一晩おいて翌日揚網するもので、03時ごろ出漁し、06時30分ごろ帰港していた。</p> <p>船長は、投網する際、後部甲板で網のそばに立ち、網がスムーズに海面へ出ていくのを監視し、網が絡んだ際にはそれを解いていた。</p> <p>甲板員は、本事故当時、穏やかな海面であり、網同士が絡むことはないのに、船長の足が網に引っ掛かって落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>甲板員は、後部甲板前方の機関室入口上方に船尾灯が設置されていたものの、作業灯がなかったので、足元が少し暗いと感じていた。</p> <p>船長は、作業服とカッパを着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣を本船に備え付けていたものの、ふだんから操舵室に置いたままで、本事故当時、着用していなかった。</p> <p>本船は、毎年4月から11月ごろまでの間、巻き網船団の灯船として使われており、それ以外の期間に、船長が単独で乗り組み、一本釣り漁に従事していたが、ここ数年漁獲が上がらなかったため、平成29年11月から翌年3月末までの予定で、甲板員と2人で乗り組み、</p>

	<p>瀬戸崎沖合等で刺し網漁に従事していた。</p> <p>船長は、持病がなく、本事故当時、体調不良や変わった様子もなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、瀬戸崎南南東方沖で刺し網の投入作業中、船長が、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力を十分に保持することができずに溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、後部甲板上で、網がスムーズに海面に出て行くのを監視していた際、身体の一部が網に引っ掛かったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、瀬戸崎南南東方沖において、刺し網の投入作業中、救命胴衣を着用していなかった船長が、落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲板上では、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 網の投入作業を行う際には、網の動きに注意し、落水防止に努めること。</li> <li>・ 夜間に甲板上で作業に従事する際、航海灯の妨げとならない範囲で、必要な光度を有する作業灯を設置することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

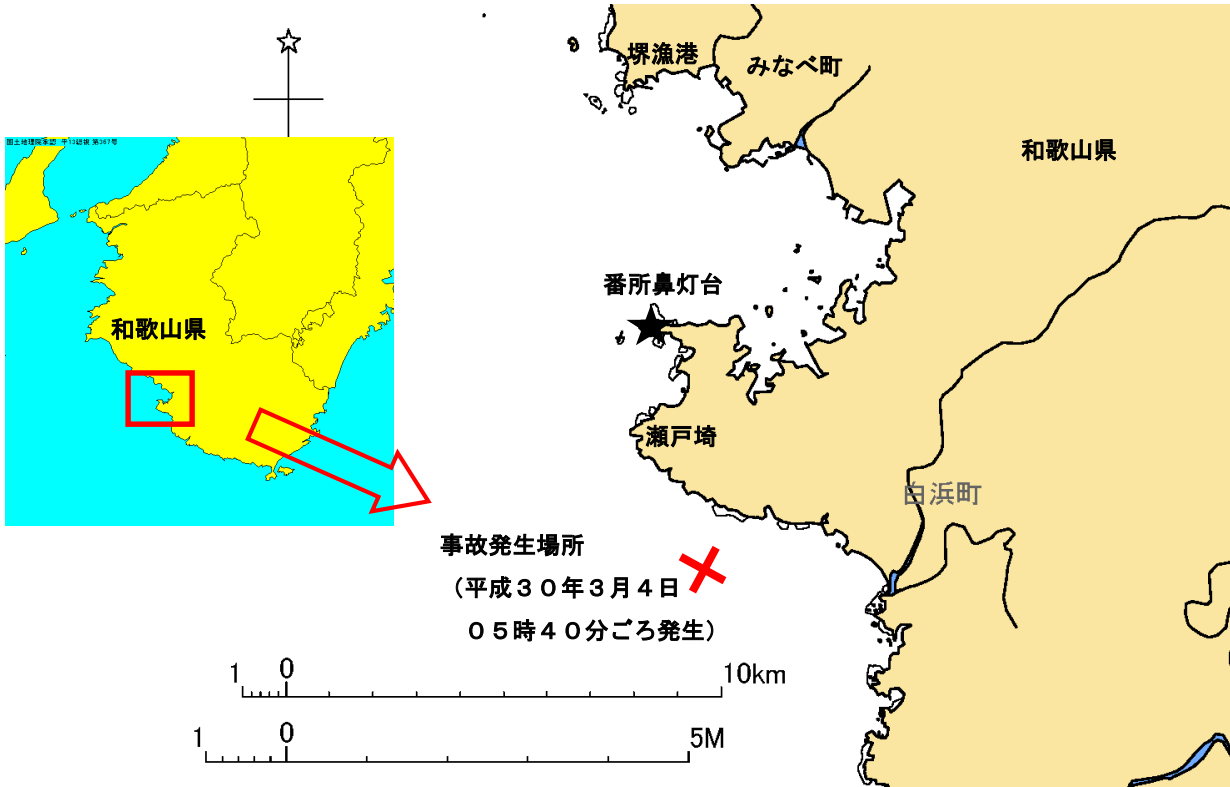


写真1 本船



写真2 後部甲板



写真3 後部甲板（左舷側から撮影）



写真4 船長の救命胴衣

